

岩手県告示第550号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が病院、診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成28年6月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
達曽部診療所	遠野市宮守町達曽部30地割23番地	平成28年3月31日
菊池医院	遠野市宮守町下宮守28地割38番地2	平成28年4月1日
しらゆり薬局	八幡平市田頭第37地割103番地6	平成28年4月30日
岩手県立大槌病院	上閉伊郡大槌町新町8番14号	〃
岩手県立大槌病院仮設診療所	上閉伊郡大槌町大槌第13地割字八幡前129番地11	〃
つくし薬局末広店	上閉伊郡大槌町大槌第13地割字八幡前129番地11	平成28年5月1日
つくし薬局大町店	上閉伊郡大槌町小槌第23地割字寺野23番地1	〃